

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針3 財政運営】

取組分類		進捗管理項目				
実施項目名	使用料及び手数料の見直し	所管課	財政課			
取組内容	既存の使用料及び手数料について定期的(原則3年毎)に見直し公表するとともに、新たな使用料等について適正な料金設定を行います。					
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画			
1 定期的(3年毎)な見直し(更新)	【前回の料金設定時(見直し時)から3年経過した使用料及び手数料について、料金の妥当性を検討し、適宜、見直し】 8月に部局に照会し、各部局ヒアリングを行い、料金の妥当性を検討。見直しが必要な使用料等については、年度内に関係条例を改正し、料金を改定する。	【前回の料金設定時(見直し時)から3年経過した使用料及び手数料について、料金の妥当性を検討し、適宜、見直し】 今般の新型コロナウイルス感染症による県内経済の状況や、全庁あげて同感染症対策に取り組んでいる状況を鑑み、令和2年度の定期的な見直し作業については、令和3年度に令和3年度対象分とあわせて実施することとした。	【前回の料金設定時(見直し時)から3年経過した使用料及び手数料について、料金の妥当性を検討し、適宜、見直し】 令和2年度分もあわせて見直しを行うため、例年よりも早い時期に各部局に照会し、ヒアリングを行い、料金の妥当性を検討する。見直しが必要な使用料等については、状況に応じて年度内に関係条例を改正し、料金を改定する。			
2 適正な料金の設定(新規)	【「受益者負担の原則」及び「負担の公平性」を踏まえた適正な料金の設定】 施設整備等により新たに使用料等を定める必要がある場合には、担当部局と行政サービスの提供に要する経費を踏まえ、適宜、条例等の改正を行う。	【「受益者負担の原則」及び「負担の公平性」を踏まえた適正な料金の設定】 施設整備等により新たに使用料等を定める必要がある場合は、担当部局と行政サービスの提供に要する経費を踏まえ、6月議会及び2月議会において条例等の改正を行った。 新規設定件数:11件	【「受益者負担の原則」及び「負担の公平性」を踏まえた適正な料金の設定】 施設整備等により新たに使用料等を定める必要がある場合には、担当部局と行政サービスの提供に要する経費を踏まえ、適宜、条例等の改正を行う。			
3 見直し結果の県民への公表	【財政課ホームページに使用料及び手数料の見直し結果の公表】 3月に財政課ホームページにて見直し結果を公表する。	【財政課ホームページに使用料及び手数料の見直し結果の公表】 令和2年度予定の見直しは、令和3年度分と併せて実施し、公表することとしている。	【財政課ホームページに使用料及び手数料の見直し結果の公表】 3月に財政課ホームページにて見直し結果を公表する。			
取組の効果	新たな使用料等の設定に当たっては、行政サービスの提供に要する経費を考慮し、「受益者負担の原則」及び「負担の公平性」を踏まえた適正な料金の設定を行うことができた。					
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1)実績値	2020(R2)実績値	基準値からの改善幅	2021(R3)目標値
	適正な使用料及び手数料への見直し作業実施率(作業件数:年間500~1,500件)	100%(H28実績)	100.0%	0.0%		100%
評価	推進状況	○ 順調				
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因					
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	令和2年度予定の見直しについては、今般の新型コロナウイルス感染症による県内経済の状況や、全庁あげて同感染症対策に取り組んでいる状況を鑑み、令和3年度に令和3年度分とあわせて実施することとしている。 行政サービスとしての必要性を確保し、「受益者負担の原則」と「負担の公平性」の観点から、引き続き、合理的かつ適正な使用料及び手数料の徴収による歳入の確保を図る必要がある。				